

3. 令和6年度の点検実施状況

点検実施状況の整理について

1) 路面下空洞調査

- 今年度は、令和6年度の国管理道路における路面下空洞調査について整理
- 次年度以降は、他の道路管理者による路面下空洞調査も対象とすることを検討

2) 地下占用物の点検状況

- 今年度は、令和6年度の主な地下占用物(電力、通信、ガス、水道、下水道)を対象に整理
- 次年度以降は、その他の地下占用物も対象とすることの他、共有する内容の共通化、充実化などを検討

3) その他

- 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の第二次提言を踏まえ、道路管理者と道路占用者の連帯による地下空間情報のデジタル化・統合化を目指し、地下占用物の点検情報等をはじめ、路面下空洞調査の結果や道路陥没履歴などの情報をデジタル化した上で統合化する仕組みを検討。

路面下空洞調査（国管理）の実施状況

兵庫県内における国管理道路の路面下空洞調査の実施状況

道路管理者	管理延長	令和6年度		
		調査延長	空洞確認箇所数※1	うち補修箇所数
国土交通省	496.3km	109.755km	0箇所	0箇所

※1 詳細調査（スコープ調査等）により空洞を確認した箇所

<概要>

調査等の手法等：電磁波（レーダ）による空洞調査

点検状況



主な地下占用物の点検状況（電力事業者）

兵庫県内における電力施設※¹の点検実施状況※²

道路管理者	対象施設数		令和6年度					
	洞道	マンホール	洞道			マンホール		
			実施 区間	不具合 箇所	措置済 箇所	実施 箇所	不具合 箇所	措置済 箇所
全管理者	217区間	13,259箇所	32区間	0箇所	0箇所	1,419箇所	224箇所	7箇所

※¹ （一社）送配電網協議会参画企業

※² 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

<概要>

<調査・点検手法>

金蓋・中蓋・台座・人孔本体の目視調査

<点検頻度>

- ・湾岸部から3Km未満:1回/6年
- ・湾岸部から3Km以上:1回/9年
- ・通信:1回/5年

<根拠法令等>

電気事業法、保安規程、通信設備点検要綱指針
電気事業用電気工作物保安規程、
配電保守業務要綱（社内標準）

補修事例



主な地下占用物の点検状況（通信事業者）

兵庫県内における通信施設※1の点検実施状況※2

道路管理者	対象施設数		令和6年度					
	洞道	マンホール	洞道			マンホール		
			実施延長	不具合箇所	措置済箇所	実施箇所	不具合箇所	措置済箇所
全管理者	22.8km	36,924箇所	0km	0箇所	0箇所	2,631箇所	5箇所	0箇所

※1 NTTグループ

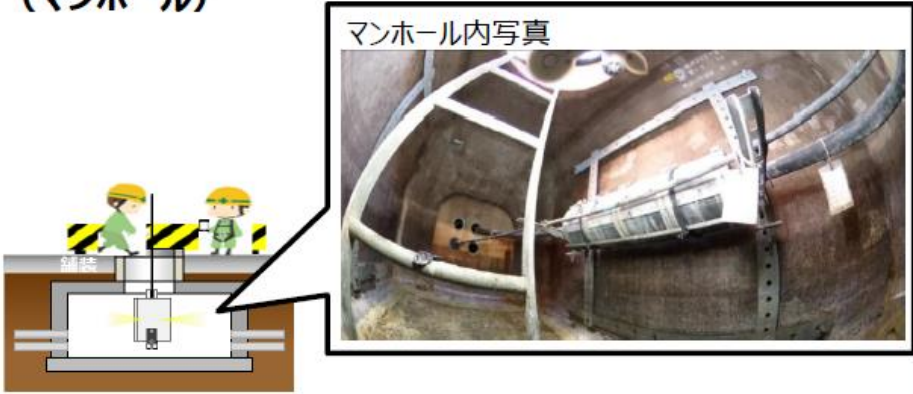
※2 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞

調査等の手法等：とう道施設内からの目視による調査、マンホール目視・カメラ

調査等の頻度：とう道概ね5年周期、マンホール概ね10年周期

点検状況写真
(マンホール)



補修事例
(マンホール)

※2025年度 措置実施中



主な地下占用物の点検状況（ガス事業者）

兵庫県内におけるガス施設※1の点検実施状況※2

道路管理者	対象施設延長	令和6年度		
		実施延長	不具合箇所	措置済箇所
全管理者	15,312.967km	4,172.093km	135箇所	130箇所

※1 （一社）日本ガス協会参画企業

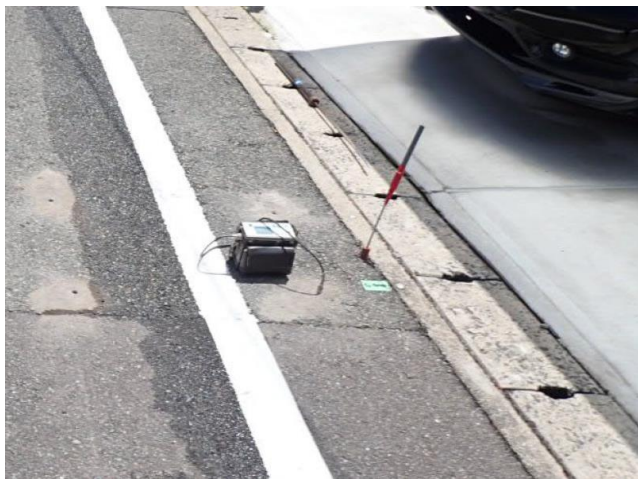
※2 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

<概要>

ガス検知器により路上から調査を実施。

具体的な方法・頻度は「ガス工作物の技術上の基準を定める省令（漏えい検査）第五十一条）」による。

点検状況



補修事例



主な地下占用物の点検状況（水道事業者）

兵庫県内における水道施設※1の点検実施状況※2

道路管理者	対象施設延長	令和6年度		
		実施延長	不具合箇所	措置済箇所
全管理者	28,092.315km	6,441.473km	1,073箇所	873箇所

※1 上水道と簡易水道
※1 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

<概要>
調査等の手法等: 路上からの異常把握や空気弁等での音聴調査
調査等の頻度: 水道法施行規則第17条の2により、適切な時期に点検を実施

点検状況



補修事例



主な地下占用物の点検状況（下水道事業者）

兵庫県内における下水道施設の点検実施状況※1

道路管理者	対象施設延長	令和6年度		
		実施延長	不具合延長	措置済延長
全管理者	23,727km	922km	3.88km	2.03km

※1 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

<概要>

調査等の手法: 施設内からの目視や機材による調査

調査等の頻度: 下水道法施行令第5条の12第2号により、適切な時期に点検を実施

補修事例



道路管理者と地下占有者における点検情報等の共有化について

点検結果の共有化

[道路管理者⇔地下占有者]



点検の効率化・空洞の早期発見・陥没の防止

[道路管理者・地下占有者が相互に対応]

[対応例①]

占用物の点検により管路の腐食や漏水を確認



空洞調査との比較



必要に応じて、占用物の点検や補修の前倒しなどを相互に調整

[対応例②]

空洞調査により空洞(経過観察レベル)を確認



占用物の点検結果との比較



必要に応じて占用物の点検や補修の前倒しなどを相互に調整

[対応例③]

要因不明の道路陥没の情報



空洞調査や占用物点検結果と比較



必要に応じて空洞調査、占用物の点検や補修の前倒しなどを相互に調整